

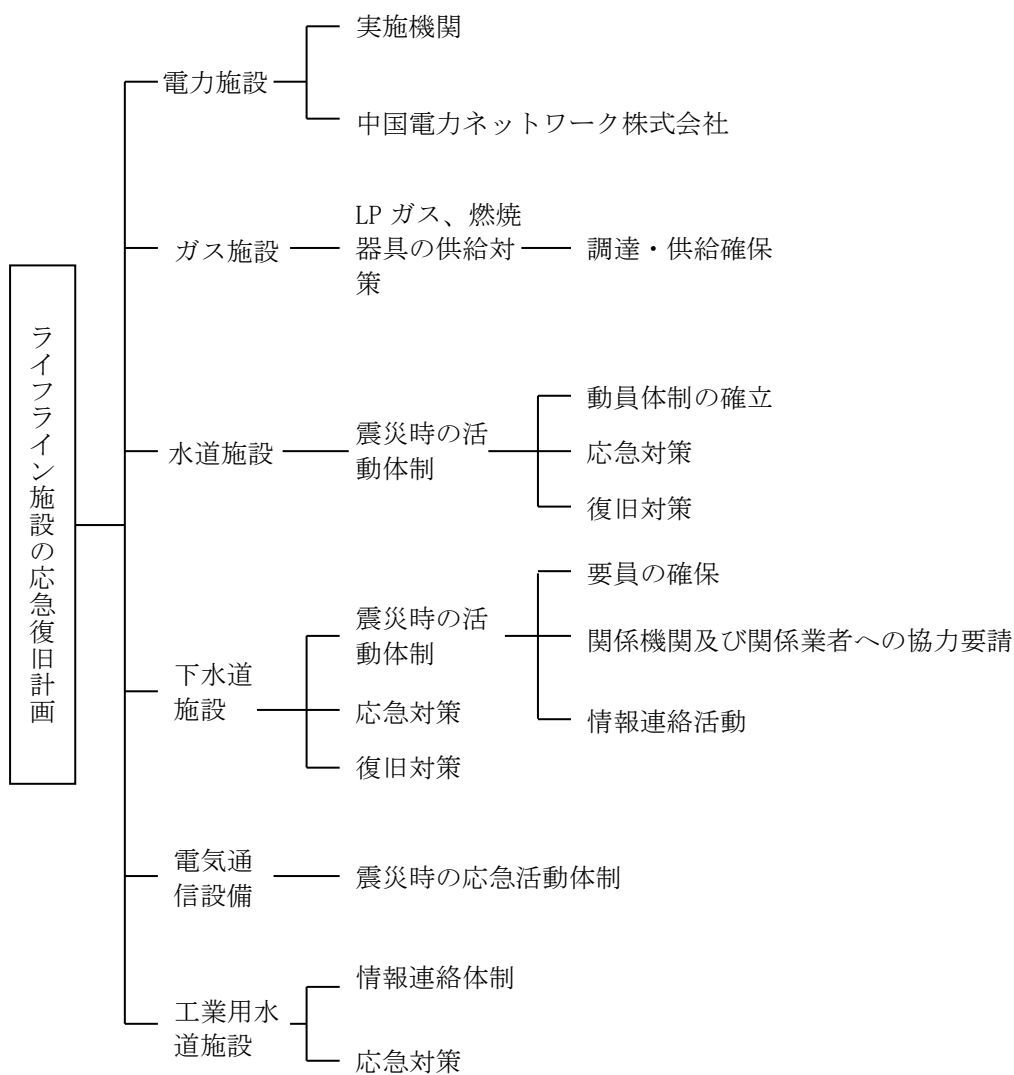
第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模地震が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、町民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも町民の日常生活に欠く事のできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

町は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する。



第1節 電力施設

地震災害等により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。このため、地震災害発生時の活動体制、応急対策、復旧対策に係る必要な事項を定める。

第1項 実施機関

- 1 中国電力ネットワーク株式会社
- 2 県（企業局）

第2項 中国電力ネットワーク株式会社

地震等により所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 町との連絡・協力体制

町（総括班）は、災害における停電対応及び復旧を円滑に実施するため、中国電力ネットワーク株式会社（中国電力ネットワーク（株）岩国ネットワークセンター）との連絡・協力体制を確立する。

(1) 連絡体制

町と中国電力ネットワーク株式会社（中国電力ネットワーク（株）岩国ネットワークセンター）の担当者間において、連絡責任者を定め、停電時等における連絡体制を構築する。

(2) 協力・連携体制

町と中国電力ネットワーク株式会社（中国電力ネットワーク（株）岩国ネットワークセンター）間において、下記事項の協力・連携体制を構築する。

- ア 停電対応、復旧等に関する情報の提供、住民への周知に関する事項
- イ 停電対応、復旧支援に関する事項
- ウ 要員派遣に関する事項
- エ 防災訓練への参加に関する事項

- 2 細部は、町と中国電力ネットワーク株式会社（中国電力ネットワーク（株）岩国ネットワークセンター）の間で締結する「災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書」による。

第2節 ガス施設

本編3編第18章第2節「ガス施設」を準用する。

第3節 水道施設

本編3編第18章第3節「水道施設」を準用する。

第4節 下水道施設

本編3編第18章第4節「下水道施設」を準用する。

第5節 電気通信設備

本編3編第18章第5節「電気通信設備」を準用する。

第6節 工業用水道施設

本編3編第18章第6節「工業用水道施設」を準用する。